

社援総発 0622 第 1 号
障 企 発 0622 第 1 号
老 総 発 0622 第 1 号
平成 24 年 6 月 22 日

関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力から電力供給される

各

道 府 県
指定都市
中 核 市

 民生主管部局長 殿

厚生労働省

社 会 ・ 援 護 局 総 務 課 長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老 健 局 総 務 課 長

社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた
対応について

今夏の電力需給対策に伴う対応準備については、特段のご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

5月18日に発表された「今夏の電力需給対策について（政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議決定）」においては、計画停電は実施しないことが原則とされておりますが、大規模な電源の脱落等万が一に備えて、関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力管内（以下「4電力管内」という。）については計画停電の準備を進めておくこととされております。（平成24年5月29日付厚生労働省4課長通知参照）

厚生労働省では、4電力管内の道府県・指定都市・中核市を通じて、人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある者が入所している社会福祉施設等について調査し、計画停電の影響の緩和措置が必要な施設とし

て経済産業省資源エネルギー庁に対し要請いたしました。これに対し、同庁からは、①緩和措置の対象施設は限定的なものであり、社会福祉施設については緩和措置の対象に含めることについて電力会社への要請は原則として行わない方針であること、②電力会社に対し、電源車の派遣や小型発電機の貸出等に関する相談窓口を設置し、可能な限り対応するよう指導するとの回答を受けているところです。

については、入所者等の生命・健康に支障が生じないように、計画停電に備えて下記の準備を進めるよう社会福祉施設等に対して周知をお願いいたします。併せて、貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等における入所者等の状況把握及び社会福祉施設等からの緊急時の相談連絡体制を準備していただくとともに、社会福祉施設等が行う下記の準備では十分対応できず、計画停電の緩和措置の対象となっている医療機関（追って公表予定）への入所者の移送が必要と考えられる場合には、受入れが可能な医療機関の確保、移送手段等についての検討を進められるよう、お願いいたします。

また、本日開催された「電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議合同会合」において、今夏の節電目標の改定方針、セーフティーネットとしての計画停電について等が公表されておりますのでご確認くださいようお願いいたします（「セーフティーネットとしての計画停電について」は別添参照。その他については、次のウェブサイトを参照。エネルギー・環境会議：<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html> 電力需給に関する検討会合：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html）。

なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、厚生労働省からも各道府県・指定都市・中核市の所管課にお知らせを予定しております。電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、貴管内の社会福祉施設等に対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 自家発電機（常用自家発電設備又は非常用自家発電設備（保安用））を有している施設については、装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようお願いいたします。
2. 停電時における医療機器の取扱方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いいたします。特に人工呼吸器等の医療機器を使用する入所者への対応については、主治医等（配置医を含む。）に相談のうえ、

必要に応じて医療機器製造販売業者と連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。

- ・ 人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・ 酸素濃縮装置を使用している入所者に対する必要な酸素ポンベの準備と使用方法の再確認
- ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等

3. 計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等に確認するとともに、止まるおそれがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、適宜対応をお願いします。